令和２年７月　再訂正版

令和２年７月１６日

保護者の皆様

京都市立朱雀第四小学校
校 長 綾 野 美 晴

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては，台風により京都市（※テレビやラジオにおいては，「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に**「暴風警報」**が発令された場合には，下記のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

（「3避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について」が変更されていますのでご確認ください。度々の訂正をお詫び申し上げます。）

記

１　登校前に**「暴風警報」**が発令された場合

（１）**「暴風警報」**が解除されるまでは，登校を見合わせ，自宅待機させてください。

（２）**「暴風警報」**が解除された場合については，以下の措置を取ります。

・午前７時までに解除になった場合	平常授業
・午前９時までに解除になった場合	３校時（１０時３５分）から始業
・午前１１時までに解除になった場合	５校時・昼チャレンジ（１３時２５分）から始業 （給食は中止）
・午前１１時現在，警報発令中の場合	臨時休業

２　在校中に発令された場合

気象状況，帰宅に要する時間，通学路の状況，家庭状況などに十分配慮し，帰宅させるかどうか決定します。暴風警報の帰宅については，教職員付添いによる集団下校とします。

３　避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

本校の学区である朱雀第四学区・朱雀第五学区は，「鴨川・高野川の浸水想定区域」及び「天神川の浸水想定区域」であるため，避難勧告等の発令対象地区です。朱雀第四学区・朱雀第五学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には，暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

４　在校中に避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで，上記記載の「暴風警報が在校中に発令された場合」に準じた措置をとりますが，不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

★　緊急のお知らせについては，PTA メール配信・学校ホームページ等で連絡いたします。

★　お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。